

インターネット法院による事件審理に係る若干の問題 に関する最高人民法院の規定

『インターネット法院による事件審理に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定』は2018年9月3日に最高人民法院審判委員会の第1747回会議において採決された。ここに公布し、2018年9月7日から施行する。

最高人民法院

2018年9月6日

法釈〔2018〕16号

インターネット法院による事件審理に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定

(2018年9月3日に最高人民法院審判委員会の第1747回会議にて可決され、
2018年9月7日から施行する。)

インターネット法院の訴訟活動を規範化し、当事者及びその他の訴訟参加者の合法的權益を保護し、事件の公正かつ効率的な審理を確保するために、『中華人民共和國民事訴訟法』『中華人民共和國行政訴訟法』などの法律に基づき、人民法院の裁判業務の実際状況を踏まえて、インターネット法院による事件審理の関連問題について次のとおり規定する。

第一条 インターネット法院はオンライン方式で事件を審理し、事件の受理、送達、調停、証拠交換、開廷前準備、在廷審理、判決の言い渡しなどの訴訟プロセスを一般的にオンラインで完成しなければならない。

当事者の申請又は事件審理の必要に応じて、インターネット法院は、オフラインで一部の訴訟プロセスを完成することを決定できる。

第二条 北京、広州、杭州のインターネット法院は、所在市の管轄区内の、基層人民法院が受理すべき次に掲げる第一審事件を集中的に管轄する。

(一) 電子商取引プラットフォームを通じてオンラインショッピング契約を締結又は履行することによる紛争。

(二) 締結、履行行為のいずれもインターネット上で完成したインターネットサービス契約紛争。

- (三) 締結、履行行為のいずれもインターネット上で完成した金銭消費貸借契約紛争、少額消費貸借契約紛争。
- (四) インターネット上で初回発表を行った作品の著作権又は隣接権の帰属紛争。
- (五) インターネット上でオンライン発表又は配信された作品の著作権又は隣接権を侵害したことによる紛争。
- (六) インターネットドメイン名に係る権利帰属、権利侵害及び契約紛争。
- (七) インターネット上で他人の人身権、財産権などの民事権益を侵害したことによる紛争。
- (八) 電子商取引プラットフォームを通じて購入した製品に欠陥があることで、他人の人身、財産権益を侵害したことによる製品責任紛争。
- (九) 検察機関が提起したインターネット公益訴訟事件。
- (十) 行政機関によるインターネット情報サービス管理、インターネット商品取引及び関連サービス管理などの行政行為に起因する行政紛争。
- (十一) 上級人民法院により管轄を指定されたその他のインターネット民事、行政事件。

第三条 当事者は、本規定の第二条に定めた契約及びその他の財産権益紛争の範囲内に、法により協議して、紛争と実際に関わっている場所のインターネット法院が管轄することを約定することができる。

電子商取引事業者、インターネットサービスプロバイダなどは約款形式でユーザーと管轄協議を締結する場合、法律及び司法解釈の約款に関する規定に合致しなければならない。

第四条 当事者が北京インターネット法院により下された判決、裁定に対して上訴を提起した事件については、北京市第四中級人民法院が審理する。但し、インターネット著作権の権利帰属紛争及び権利侵害紛争、インターネットドメイン名紛争に係る上訴事件については、北京知的財産法院が審理する。

当事者が広州インターネット法院により下された判決、裁定に対して上訴を提起した事件については、広州市中級人民法院が審理する。但し、インターネット著作権の権利帰属紛争及び権利侵害紛争、インターネットドメイン名紛争に係る上訴事件については、広州知的財産法院が審理する。

当事者が杭州インターネット法院により下された判決、裁定に対して上訴を提起した事件については、杭州市中級人民法院が審理する。

第五条 インターネット法院は、法院による事件処理と当事者及びその他の訴訟参加者による訴訟行為実施のための専用プラットフォームとして、インターネット訴訟プラットフォーム（以下、「訴訟プラットフォーム」という）を構築しなければならない。訴訟プラットフォームを通じて行った訴訟行為は、法的効力を有する。

インターネット法院による事件審理に必要とされる係争データについては、電子商取引プラットフォーム事業者、インターネットサービスプロバイダ、関連国家機関がそれを提出し、かつ訴訟プラットフォームに秩序よく導入しなければならない。インターネット法院がオンラインで確認し、リアルタイムで固定させ、安全に管理する。訴訟プラットフォームによる係争データの保存及び使用は、『中華人民共和国インターネット安全法』などの法律・法規の規定に合致しなければならない。

第六条 当事者及びその他の訴訟参加者は、訴訟プラットフォームを使用して訴訟行為を実施する場合、証書照合、生体認証又は国家統一身分認証プラットフォームによる認証などのオンライン方式を通じて身分認証を完成し、かつ訴訟プラットフォームへのログインの専用アカウントを取得しなければならない。

専用アカウントを使用して訴訟プラットフォームにログインして行った行為は、被認証者本人の行為とみなされる。但し、訴訟プラットフォームの技術的原因によりシステムのエラーが生じた場合や、被認証者は訴訟プラットフォームのアカウントが盗用されたことを証明できる場合を除く。

第七条 インターネット法院は、原告から提出された起訴資料をオンラインで受け取り、かつ資料を受け取ってから7日以内に、オンラインで次の処理を下す。

(一) 起訴条件を満たす場合、登録・立件しかつ事件受理通知書、訴訟費用納付通知書、挙証通知書などの訴訟文書を送達する。

(二) 提出資料が要求を満たさない場合、補正通知を適時に発行し、かつ補正資料を受け取った日の翌日から受理時間を再起算する。原告が指定期間内に要求に従って補正していなかった場合、起訴資料は差し戻される。

(三) 起訴条件を満たさない場合において、疎明を経て、原告に異議がないとき、起訴資料は差し戻される。原告が起訴を続けると主張するとき、法により不受理裁定を下す。

第八条 インターネット法院は事件を受理した後、原告から提供された携帯電話番号、ファックス番号、電子メール、インスタントメッセージアカウントなどを通じて、訴訟プ

プラットフォームによって事件の関連付け及び身分検証を行うよう被告及び第三者に通知することができる。

被告及び第三者は、訴訟プラットフォームを通じて事件情報を把握し、訴訟資料の受け取り及び提出を行い、訴訟行為を実施しなければならない。

第九条 インターネット法院がオンラインでの証拠交換を組織する場合、当事者はオンライン電子データを訴訟プラットフォームにアップロード・導入し、又はオフライン証拠をスキャン、撮像、転記などの方式によって電子化処理した後に訴訟プラットフォームにアップロードして挙証しなければならない。既に訴訟プラットフォームに導入された電子データを利用して自分の主張を証明することもできる。

第十条 当事者及びその他の訴訟参加者が技術的手段によって身分証明書、営業許可書副本、授權委託書、法定代表者の身分証明書などの訴訟資料、及び書証、鑑定意見、検証記録などの証拠資料を電子化処理した後に提出した場合は、インターネット法院により審査・採択された後、原本の方式要求を満たすとみなされる。相手当事者が上記資料の真実性について異議を申し立てかつ合理的な理由がある場合、インターネット法院は当事者に原本の提出を求めなければならない。

第十一条 当事者が電子データの真実性について異議を申し立てた場合、インターネット法院は、証拠質疑状況を踏まえて、電子データの生成、収集、保存、伝送のプロセスの真実性を審査・判断し、かつ次の内容を重点的に審査しなければならない。

(一) 電子データの生成、収集、記憶、伝送が依存するコンピューターシステムなどのハードウェア、ソフトウェアが安全、確実か。

(二) 電子データの生成主体及び時間が明確か、表現内容が明晰、客観的、正確か。

(三) 電子データの記憶、保存媒体が明確か、保存方式及び手段が適切か。

(四) 電子データの抽出及び固定主体、工具及び方式が確実か、抽出プロセスが再現できるか。

(五) 電子データの内容には追加、削除、修正及び不完全などの状況があるか。

(六) 電子データが特定の方式によって検証できるか。

当事者が提出した電子データについて、電子署名、信頼できるタイムスタンプ、ハッシュ値チェック、ブロックチェーンなどの証拠収集、固定された改竄防止の技術的手段又は電子証拠調べ・証拠保存プラットフォームによる認証を通じて、その真実性を証明できる場合、インターネット法院はそれを確認しなければならない。

当事者は、電子データの技術的問題について専門知識を有する者による意見提出を申請することができる。インターネット法院は、当事者の申請に基づき又は職権により、電子データの真実性の鑑定を委託し又はその他の関連証拠を取り寄せてチェックすることができる。

第十二条 インターネット法院はオンラインビデオ方式で開廷する。法廷での身分確認、原本チェック、実物検査などが確かに必要となる特殊な状況が存在する場合、インターネット法院はオフラインで開廷することを決定できるが、その他の訴訟プロセスは依然としてオンラインで完成しなければならない。

第十三条 インターネット法院は、状況に応じて次に掲げる方式で在廷審理手続を簡素化することを決定できる。

(一) 開廷前に当事者の身分確認、権利・義務の告知、在廷審理に係る規律の表示が既に完了した場合、開廷時に繰り返さなくてもよい。

(二) 当事者が既に証拠交換をオンラインで完成した場合、争議のない証拠について、裁判官は在廷審理中に説明した後、改めて挙証、証拠質疑を行わなくてもよい。

(三) 当事者の同意を経て、当事者の陳述、法廷調査、法廷弁論などの在廷審理プロセスを合併して進めることができる。簡単な民事事件について、在廷審理時に直接訴訟上の請求又は事件要素をめぐって進めることができる。

第十四条 インターネット法院は、オンライン在廷審理の特徴に応じて、『中華人民共和国人民法院法廷規則』の関連規定を適用する。調べにより確認されたネットワーク障害、機器の損傷、停電又は不可抗力などの事由にあたる場合を除き、当事者が時間通りにオンライン在廷審理に参加しなかった場合は、「出廷拒否」とみなされ、在廷審理中に勝手に退出する場合は、「中途退廷」とみなされ、それぞれ『中華人民共和国民事訴訟法』『中華人民共和国行政訴訟法』及び関連司法解釈の規定により処理する。

第十五条 当事者の同意を経て、インターネット法院は中国審判フロー情報公開ネット、訴訟プラットフォーム、携帯電話のショートメッセージ、ファックス、電子メール、インスタントメッセンジャーアカウントなどの電子方式を通じて、訴訟文書及び当事者から提出された証拠資料などを送達しなければならない。

当事者が明示的に同意していないが、紛争が生じたときに訴訟において電子送達を適用すると既に約定した場合、又は受領確認の返信、相応の訴訟行為の実施などの方式により

既に完了した電子送達を受け入れ、かつ電子送達について不同意を明示的に示していなかった場合は、電子送達に同意するとみなすことができる。

当事者に権利・義務を告知し、かつその同意を得て、インターネット法院は裁判文書の電子送達を行うことができる。当事者は紙の裁判文書が必要であると申し出た場合、インターネット法院はそれを提供しなければならない。

第十六条 インターネット法院は電子送達にあたり、当事者に電子送達の具体的な方式及びアドレスを確認し、かつ電子送達の適用範囲、効力、送達アドレスの変更方式及びその他の告知すべき送達事項を告知しなければならない。

送達を受ける者が有効な電子送達アドレスを提供していない場合、インターネット法院は、送達を受ける者本人のものであると確認できる、過去3ヶ月以内にアクティブ状態にあった携帯電話番号、電子メールアドレス、インスタントメッセージアカウントなど常用の電子アドレスを優先送達アドレスとすることができる。

第十七条 インターネット法院が送達を受ける者により自発的に提供され又は確認された電子アドレスに送達する場合、送達情報は送達を受ける者の特定のシステムに到着した時に、送達されたとみなされる。

インターネット法院は、送達を受ける者の常用の電子アドレス又は取得できるその他の電子アドレスに送達する場合、次に掲げる状況に応じて送達が完了したか否かを確認する。

(一) 送達を受ける者が送達資料受領の返信をした場合、又は送達内容に基づいて相応の訴訟行為を行った場合、有効な送達が完了したとみなされる。

(二) 送達を受ける者の媒体システムから送達を受ける者が既に関連したとのフィードバックを受けた場合、又は送達を受ける者が既に受け取ったことを証明できるその他の証拠がある場合には、有効な送達が完了したと推定する。但し、送達を受ける者は媒体システムにエラーがあったこと、送達アドレスが本人の所有又は使用するものではないこと、閲覧した者が本人ではないことなど送達内容を受け取っていないことを証明できる場合を除く。

有効な送達が完了した場合、インターネット法院は電子送達証明書を作成しなければならない。電子送達証明書は送達受領証の効力を有する。

第十八条 公示送達を必要とする、事実が明瞭で権利・義務関係が明確である、簡単な民事事件について、インターネット法院は簡易手続を適用して審理することができる。

第十九条 インターネット法院がオンラインで審理する事件について、裁判官、判事助手、書記官、当事者及びその他の訴訟参加者などがオンライン確認、電子署名・押印などのオンライン方式を通じて調停協議、記録、電子送達証明書及びその他の訴訟資料を確認した場合、『中華人民共和国民事訴訟法』の「署名」に関する要求を満たすとみなされる。

第二十条 インターネット法院がオンラインで審理する事件について、調停、証拠交換、在廷審理、合議などの訴訟プロセスにおいて音声認識技術を利用して電子記録を同期生成することができる。電子記録はオンライン方式でチェック・確認された後、書面による記録と同等の法的効力を有する。

第二十一条 インターネット法院は、訴訟プラットフォームを利用して事件とともに電子書類を同期生成し、電子文書を形成しなければならない。事件の紙文書が全て電子文書に変換された場合、紙文書の代わりに電子文書で上訴移送及び事件文書のファイリングを行うことができる。

第二十二条 当事者がインターネット法院により審理された事件について上訴を提起した場合、第二審法院は原則としてオンライン方式で審理する。第二審法院のオンライン審理規則は、本規定を準用する。

第二十三条 本規定は2018年9月7日から施行する。最高人民法院が以前に公布した司法解釈が本規定と一致しない場合、本規定を優先する。

出所：

2018年9月7日付け中華人民共和国最高人民法院ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所
で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-116981.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。